

自転車運転者講習制度の施行状況について

交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為（危険行為）を反復して行った自転車運転者に、安全運転の大切さについての「気付き」を促し、自転車の運転者による交通の危険を防止するため、平成27年6月から自転車運転者講習を実施している。

この講習は、交通事故に関与した自転車運転者の約5分の3に法令違反があること等を踏まえ、自転車の交通事故を防止するためには、自転車利用者に対して交通ルールを徹底することが不可欠であると考えられたことから導入されたものである。

講習については、小テストによる交通ルールの理解度のチェック、犯しやすい違反行為の事例紹介や視聴覚教材による危険性の疑似体験、危険行為に関する学習・討議等、受講者の行動特性に応じた教育内容で行うこととしており、27年中は、制動装置不良自転車（ブレーキがない自転車等）を運転するなどの危険行為を反復して行った自転車運転者7人に対し同講習を実施した。

平成27年
6月1日
から

改正道路交通法の施行に伴い

自転車運転中に
危険なルール違反
をくり返すと

↓

自転車運転者講習
を受けること
になります。

私はいつも
「ルール」と「マナー」
を守っている

講習の対象となる危険行為とは…

- 信号無視
- 一時不停止
- 酒酔い運転
- ブレーキ不良自転車運転
- など

●講習制度のながれ

危険行為を反復 → 受講命令 → 講習の受講

■受講命令違反…5万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

自転車運転者講習の対象となる危険行為

| | | |
|-------------------------|------------------------------|-----------------------|
| 信号無視 | 遮断路切立入り | 指定場所一時不停止等 |
| 歩道通行時の通行方法違反 | 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転 | 酒酔い運転 |

その他の危険行為

- 進行禁止違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
- 進行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害等
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 安全運転義務違反

自転車運転者講習制度のながれ ※受講命令に違反した場合…5万円以下の罰金

- 1 自転車運転者が危険行為をくり返す
●3年以内に2回以上
- 2 交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令
- 3 講習の受講
●講習時間：3時間
●講習手数料：5,700円（標準額）

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを行
4. 安全ルールを守る
●飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
●夜間はライトを点灯
●交差点での優先守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがありますので、生じた損害を賠償するための保険等に加入するようにしましょう。

【自転車運転者講習リーフレット】